

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説
早期陳情・一斉陳情を実施
- 3面 当面の問題シリーズ153
- 4～6面 第59回定期大会議案
第1号議案、第2号議案

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
電話 03(3356)4479
【URL】https://t-zeisei.jp



編集発行人 森下 基樹
広報委員長

東京税政連

令和8年度 税制改正に関する要望

重要要望事項

- I. 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。
- II. 役員給与税制について見直しを行うこと。
- III. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- IV. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- V. 所得税の確定申告期限を延長すること。
- VI. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

個別要望事項

- 〔法人税関係〕
1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。
- 〔所得・消費税関係〕
2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。
- 〔所得税関係〕
3. 基礎的な人的控除の控除額を生活保護等の水準に引き上げること。
- 〔所得・法人税関係〕
4. 新設法人における定期同額給与の支給開始時期を柔軟化すること。
- 〔資産税関係〕
5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。
・納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。
・法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、一定の評価減制度を創設すること。
・回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講じること。
- 〔その他〕
6. 印紙税を廃止すること。
7. 国民の理解が得られるような簡素な税制とすること。

令和8年度 税制改正要望を決定

消費税の複数税率制度の廃止、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等を要望

本連盟は、日本税理士会連合会「令和8年度税制改正に関する建議書」の内容を踏まえ、さらに東京税理士会「令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」に基づき各単位税政連の意見を徴して、令和8年度税制改正に関する要望リーフレットを作成し、6月の幹事会で決定した。なお、令和8年度税制改正要望に当たっては、本連盟独自の要望書（冊子）は作成しないこととした。重要要望事項は6項目で、日税連建議書における重要建議項目と同一である。要望リーフレットは、従来同様、本連盟・東京会の名称を併記し、東京会にも決定した。

報「東京税理士界」8月号に同封して、全会員に送付した。

また、同幹事会では、令和8年度都政に関する要望（冊子／概要リーフレット）も決定した。

令和8年度税制改正に向けて活動

本連盟は、令和8年度税制改正要望実現のための活動を既に開始している。

本年3月には中小企業関係団体との懇談会を行い、令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度に向けての課題について意見交換を行った。

5月には3日間、国会議員に対し早期陳情を実施し、8月には税理士後援会の協力を得て5日間、一斉陳情を実施した【2面に関連記事】。

総務会

第59回定期大会議案を決定

本連盟では、第59回定期大会に向け東京税理士会館において、幹事会（7月24日）、総務会（8月18日）を開催して、大会議案を決定した。

大会議案は、次のとおり7議案である。

第1号議案「令和6年度運動経過並びに組織活動報告承認の件」のうち「運動経過」は、昨年の大会で承認された令和6年度重点運動ごとに運動経過の概況を報告した【4面以下に掲載】。

第3号議案「令和7年度運動方針決定の件」は、昨年度大会において付すこととした方針などの説明文を精査し、より積極的な運動を展開するよう見直しを図った。

第4号議案「令和7年度組織活動方針決定の件」は、所掌の再整理を行うとともに現実に即した文言とした。また、衆議院選挙区割り対応特別委員会は役割を

収支決算報告承認の件」は、税政連サポート募金が予算額を上回った【5面に掲載】。

第5号議案「令和7年度収支予算決定の件」は、昨年引き続き物価上昇のため項目ごとの予算額を精査した。

第7号議案「大会決議決定の件」は、中小企業関係の決議案を追加し全6項目とすることとした。

なお、第6号議案「任期満了に伴う役員選任の件」は、7月23日に役員選考会が開催され、その結果が大会に提案されて役員が選任されることになる。

終了したため、廃止することとした。

第5号議案「令和7年度収支予算決定の件」は、昨年引き続き物価上昇のため項目ごとの予算額を精査した。

第59回定期大会・研修会のご案内

日程 令和7年9月18日(木)
場所 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
新宿区西新宿2-2-1 電話03(3344)0111(代)

研修会

時間 午後1時～2時
講師 参議院議員 猪瀬直樹氏(日本維新の会)(作家)
テーマ この国のゆくえ
※事前申込みは不要です。当日、研修カードをご持参ください。

第59回定期大会

時間 午後2時15分～5時
議案 第1号議案 令和6年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
第2号議案 令和6年度収支決算報告承認の件
第3号議案 令和7年度運動方針決定の件
第4号議案 令和7年度組織活動方針決定の件
第5号議案 令和7年度収支予算決定の件
第6号議案 任期満了に伴う役員選任の件
第7号議案 大会決議決定の件

懇親会

時間 午後5時30分～7時
会場 京王プラザホテル 本館4階 花
会費 5,000円
来賓 衆参国會議員、東京都議會議員等
※代議員以外の税理士会員の方も是非ご参加ください。



ある高校の教室で「政治に関心がありますか」と質問したところ、手が挙がったのはわずか三分の一だったという。「どうせ何も変わらないから」と、ある生徒はつぶやいた。政治に絶望を覚えるには若すぎる年齢だ。だが、その無関心の裏には、無力感という名の痛みがあるようにも思える。選挙のたびに叫ばれる「若者よ、投票へ。」だが票を入れる先がない、声が届かない、そう感じさせる現実もまた否定できない▼世代間の投票率の差が政治を歪め、政策は高齢者寄りに傾きがちな。年金、医療、介護に重点が置かれる一方、教育や子育て、気候変動といった未来の議題は後回しにされる傾向にある▼一票には未来を変える力がある。だが、それは信用してもらえないと一票が投じられることはない。政治家が若者の声に耳を傾け、共に考える姿勢を見せられるか。教育現場もまた、政治を「遠い世界」ではなく、自分達の身近な諸問題」として語る力が問われている▼日本の投票者の平均年齢は50歳を超えるそうだ。だが、未来は常に若い世代のものである。彼らが関心を持ち、関与することでしか、社会の持続可能性は保たれない。「どうせ変わらない」から、「私が変える」へ。そんな小さな意識の変化が日本の未来を変えるのではないだろうか。

会長退任に当たって

我が「東税政」は永久に不滅です！

会長あいさつ 名倉 明彦



歴代会長が最も悩んだ課題のひとつに本連盟の組織率の低下があります。

平成6年にそれまでの税理士会員の全員加入がなくなり、平成22年に加入率が5割を下回ることになってから、ほぼ一貫して組織率が低下してきています。

そこで現執行部では、このような事態を打開するため、加入促進策を網羅的に行うこととして、昨年12月に「税理士政治連盟組織強化策（手引き）」を策定、本連盟ブロック会議で説明し各単位税政連とも共有して、本年から本格的に実施しました。

手始めに東京会の証票交付式における加入勧奨の方法を変更した結果、変更前は平均して対象者の10%前後であった加入者数が数倍になり、早くも効果があら

わりました。また同じく1月から、主として当職と幹事長が各支部の会議に出席し、税政連の必要性を説明し加入のお願いをしたところ、支部長からの強力な後押しがありその場で数名の加入があるなど、こちらも効果を実感しております。

さらに、これまであまり注力していなかった税理士法人からの要望事項について、税理士法人制度シンポジウムを初めて開催し、多数の会員にご出席いただきました。今後は、税理士法人の社員税理士、所属税理士の方々にも税政連の必要性を感じていただけるよう、施策を講じて参ります。いずれにしても組織強化

は永遠の課題と言え、会員並びに役員の方々に引き続きご理解とご協力をお願いいたします。さて最後に私事ではございますが、9月開催の定期大会をもって、会長を退任いたします。三期6年の間、会員、役員の皆さまからのご指導、ご支援のお陰を持ちまして、大過なく務めることが出来ました。私は今期で会長を退任しますが、「我が『東税政』は永久に不滅です！」第59回定期大会は、私の会長としての最後の大会になりますので、大勢の皆さまにご出席くださり、熱心な討議が行われることを期待しております。

早期陳情・一斉陳情を実施

本連盟は、5月に国会議員27名（秘書対応・ポスティングを含む）に早期陳情を、8月に国会議員61名秘書対応・ポスティングを含む）に一斉陳情を実施し、令和8年度税制改正要望事項について強く訴えた（写真＝順不同）。



5月・木原誠二議員



5月・片山さつき議員



8月・塩村あやか議員



8月・竹谷とし子議員



8月・平将明議員



8月・鳩山紀一郎議員



8月・石井苗子議員

論説

この機関紙が会員の皆様のお手元に届くころには、2025年の参議院選挙は少し前の話題となりました。参議院選挙は、直近一年間に2024年10月には衆議院選挙、2025年6月には都議選、そして7月には参議院選挙の3つの選挙が行われました。衆議院選挙の投票率は53・85%、都議選の投票率は47・59%、参議院選挙の投票率は58・51%と発表されています。

政治は我々の将来の生活や経済活動に大きく関わることは言うまでもないです。

組織率向上の重要性について

政治は我々の将来の生活に重大な影響を及ぼす社会システムとすれば、税理士政治連盟の政治活動は税理士業務に大きな関係を持つということは改めて言及するまでもないでしょう。しかし各単位税政連については地域ごとの違いはあるものの東税政全体で見ると組織率は決して高いとは言えません。著名な心理学者であるマズローは人間の基本的な欲求として、第一に食欲を満たすことなどの生理的欲求、次に安全欲求をあげています。これらの欲求がある程度満たされると帰属欲求が生まれると言います。帰属欲求

件はあるものの組織率は低迷している状況です。東税政では「組織強化策（手引き）」を作成し、規約の改正、単位税政連及び支部との連携強化など組織強化のための方針を打ち出してきました。特に証票交付式での加入案内方法の改善に

ユニケーションをとってきているが未加入の支部役員については、支部会員との同僚感や連帯意識から加入促進が容易になるものと期待されます。組織率の改善はより強固な財政状態の確立につながり、ダイナミックな陳情活動に大いに貢献することになるでしょう。

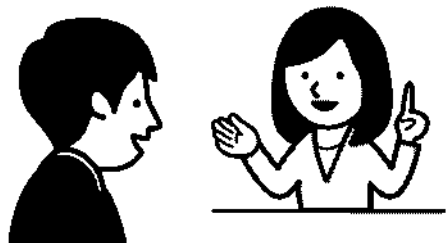
今夏の参議院選挙では、減税を政策課題に掲げる候補者が多く立候補しました。税は社会システムの中核システムであり経済活動に連携します。税法という社会制度を通して、よりダイナミックな経済活動に結びつくような視点も入れた税政連活動が望まれるのではないかと考えられます。

公明党・政策要望懇談会に出席

本年4月21日にホテルニューオータニで標記懇談会が開催され、本連盟からも役員3名が出席した。公明党からは、斎藤鉄夫代表、中野洋昌国土交通大臣のほか衆議院議員、参議院議員、都議会議員7名が出席していた。

この要望懇談会は、首都圏では初めて開催されるもので、本連盟ほか関係12団体が出席した。

税理士職業賠償責任保険加入のおすすめ



お問合せ先 (株)日税連保険サービス

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金
633件 23億7,167万4千円

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会

*2023年7月1日～2024年6月30日

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



森林環境税の目的と課題

1 はじめに

環境税は目的税の一種であり、より具体的な環境問題の解決に特化した租税である。

(1) 目的税とは

特定の政策目標達成のために課される租税であり、その代表例として「入湯税」「宿泊税」などがあげられる。入湯税は環境衛生設備の整備や鉱泉源の管理、消防施設の整備等に利用され

2

また、宿泊税は観光資源の開発などより良い観光地を築くために利用されている。

(2) 環境税とは

環境問題の解決を目的として課される租税であり、その代表例として排出ガスに課税される「炭素税」、英国で始まった「プラスチック税」などがあげられる。環境負荷の大きい行為に対

3

して課税することで、負荷行為を抑制し、税収を対策の財源とするための租税である。このため環境税も、目的税の一種と考えることができるが、より特定の分野(環境)に焦点を当てている点の特徴である。

2 森林環境税

森林環境税は、森林の整備や保全を目的として課される租税であり、2024年度から導入された新しい

4

租税で、国内に住所を有する個人に対して、1人あたり年額1000円が課されている。

森林環境税の目的は、森

林の整備、人材育成、木材利用の促進など、森林環境の改善に貢献することで、徴収された納税額の全額が森林環境税として、国から都道府県・市町村に配分される。(森林環境税は2019年度より国から都道府県・市町村に配分されている)

森林環境税は、55%が私有林人工林面積、20%が林業就業者数、25%が人口の比率によって配分される。

このように配分される森林環境税は、水源の涵養(かんよう)、土壌の保全、生物多様性の保全など、人々の生活に不可欠な役割を果たしているため、森林環境税は、これらの機能を維持・向上させるための重要な財源となり、環境税の中でも、特に森林という特定の分野に焦点を当てた租税であり、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの一環である。

3 森林環境税の問題点

森林環境税は、日本の森林の整備や保全を目的として導入された画期的な税制であるが、その一方でいくつかの問題点も指摘されている。

(1) 二重課税の問題

森林環境税は国が導入した租税であるが、一部の地域では、森林環境税と同様の

「当面の問題」シリーズ 153

の目的で地方自治体が独自に導入している森林に関する地方税が課税されているため、納税者にとっては二重の負担が生じるという問題点がある。

地方自治体の森林に関する租税は、自治体によって名称や税額、使い道が異なる。

各地域の森林の状況は、植生や地形、歴史的な背景などによって大きく異なっているため、国一律の税金だけでは対応できない地域特有の課題があり自治体独自の租税を導入すること

また、森林の整備には多額の費用がかかるため独自の租税を導入することで、国からの交付金だけでは賄いきれない財源を確保することも目的としている。

国と地方の両方に森林に関する税を納めなければならぬ状況は、納税者の経済的な負担を増大させる可能性がある。

林野庁のホームページによると全国では35の県で森林に関する独自の課税をしている。

(2) 税収の使い道に関する問題

林野庁のホームページによると全国では35の県で森林に関する独自の課税をしている。

・岐阜県Ⅱ「清流の国ぎふ森林・環境税」市町村等が実施する水源林、溪畔林、奥山林等の間伐や里山林の整備に対する助成、市町村や学校法人等が実施する施設の木造化・内装木質化に対する助成など

・岡山県Ⅱ「おかやま森づくり県民税」間伐や松くい虫被害木の除去などを実施

・三重県Ⅱ「みえ森と緑の県民税」災害緩衝林の整備、治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去、森林環境教育の指導者育成、市町村が行う森林づくり施策への支援など

・鳥取県Ⅱ「森林環境保全税」強度間伐の実施や景観向上の取り組み

・兵庫県Ⅱ「県民緑税」流木災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーン整備など

※詳細な情報については、「林野庁ホームページ」の情報参考にされたい。

このように独自の使い道は、ある程度は縛られているが、具体的にどのような事業に充てられるのか使用道の不明確さなどにより、国民にはわかりづらい部分がある。

その上、各地方自治体によって、「森林環境税と税」の使い道も異なっているため、地方自治体間のばらつきにより、効果的な森林整備が全国的に進んでいるか疑問が生じられる。

(3) 制度設計上の問題

「森林環境税と税」の配

分基準は、私有林の人工林面積を重視しているため、国有林や天然林が多い地域では、相対的に少なくなるという問題がある。

5

その他、森林環境税の目的や意義について、森林環境税の国民に対する周知不足のため、国民の理解が十分でないという問題点があげられる。

4 おわりに

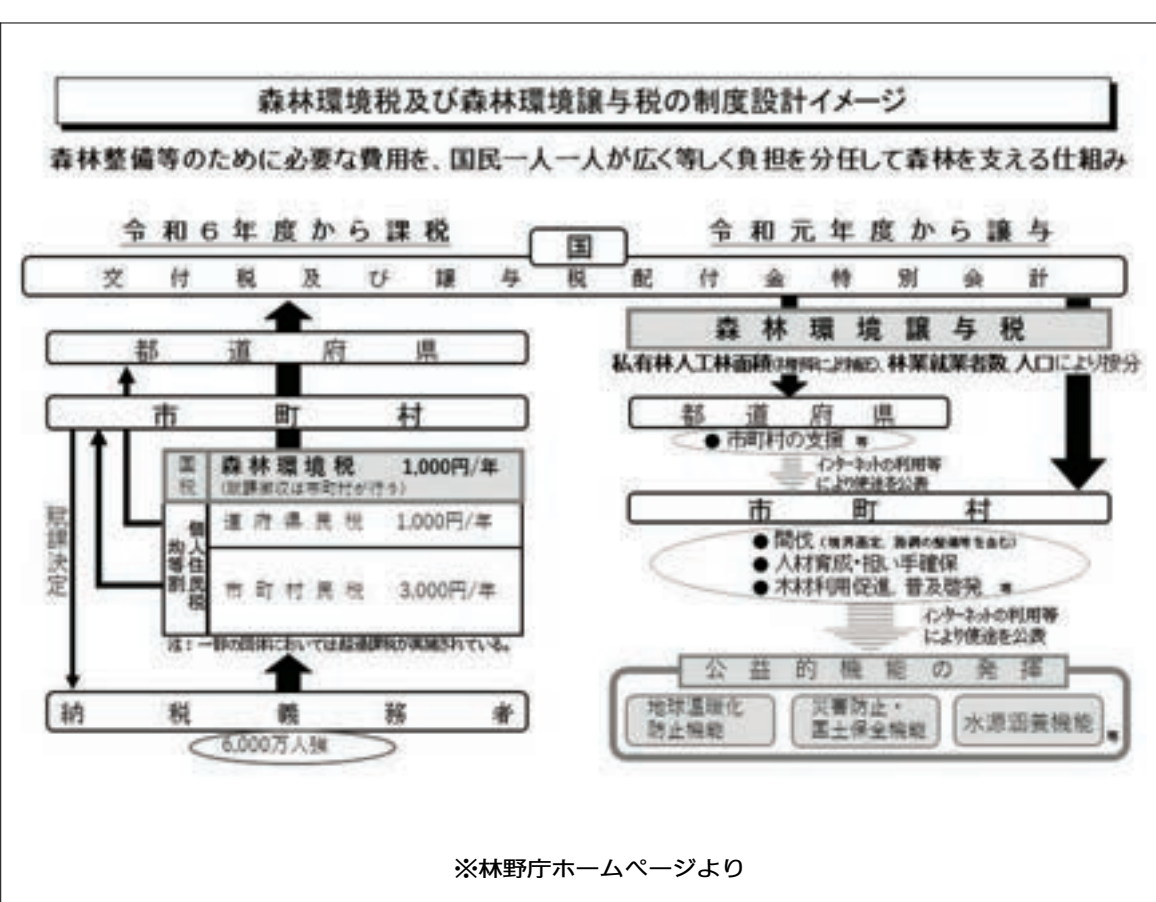
森林環境税は、森林問題の現状を改善するための重要な税目であるが、森林環境税の導入だけでは、森林問題の根本的な解決には至らず、長期的な視点での取り組みが必要となる。

また、地方自治体が独自に導入している森林に関する租税は、地域の森林の状況や住民の意識に合わせた柔軟な対応が可能であるというメリットがある一方で、二重課税や税制の複雑化といった課題もある。

そのため、地方自治体との連携を強化し、二重課税の問題を解消し、「3(2) 税収の使い道に関する問題点」で掲げたように各県ごとに様々な用途に使用されているため、「森林環境税と税」の使途を明確にし、国民への情報公開を徹底する必要があります。

また、私有林だけでなく、国有林や天然林も考慮した配分基準への見直しを検討し、国民への啓発活動として、森林環境税の重要性や、その税金がどのように活用されているのかを国民に周知徹底することにより、森林環境税はより効果的な制度となり、日本の森林の保全に貢献していくのではないだろうか。

(政策調査員 新木昭治)



※林野庁ホームページより

第59回定期大会議案（抜粋）

本連盟は来る9月18日、第59回定期大会を京王プラザホテルで開催する。本紙面では第1号議案及び第2号議案の抜粋を掲載するので、ご覧いただきたい。

第1号案 令和6年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件 （令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）

一 運動経過
本連盟は、令和6年9月19日開催の第58回定期大会で承認された運動方針、重点施策及び組織活動方針に基づき、税制改正、税理士法改正及び組織強化等の諸課題に積極的に取り組み、税理士、納税者及び中小企業の視点に立って運動を強力に展開した。以下、重点運動ごとに報告する。

重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士会が志向する税理士法改正の実現に向けた運動を行う。

1. 税理士会が志向する次なる税理士法改正に向け、各方面の情報収集を行った。

2. 最近の税理士法改正の内容について会員の理解を増進するため、「税理士のためのポケットブック2025」に「15 税理士法改正の実現」を掲載し、令和4年及び平成26年改正について東京税理士会（以下「東京会」という。）の税理士会員に内容を周知した。

3. 税理士法人からの要望を聴取し本連盟の要望（東京会の意見）の形成等に資するため、令和7年8月に「税理士法人制度シンポジウム『税理士法人を考へる』」を開催することとして、その準備を行った。テーマは、「社員税理士の無限連帯責任について」とし、出席者に問題点を把握してもらうために当日配付パンフレットを作成するほか、当日の様子を伝える機関紙号外の発行、後日の審議の参考に資するため資料集作などをを行う予定としている。なお本件は、東京会との協議により同

ち「5. 税理士法人には」（3）社員の責任」として前述の税理士法人制度シンポジウムのテーマとした社員税理士の無限連帯責任について取り上げられている。「II 税理士試験制度の見直しへ向けた論点」には、「税理士試験のあり方の見直しに向けた論点」が掲記されている。いずれにしても、今後これらの論点が全税理士会で共有され、さらに議論されていくことになるので、本連盟としても動向を注視し、必要な時に必要な運動を展開していくこととする。

4. 東京会・制度部が例年、支部法対策委員会等に対し行っている課題検討依頼は、令和6年度は「税理士試験制度の見直し」についてであった。①受験資格要件を税法科目にも緩和すべきかとの問いについては、会計2科目に合格した者に認めるべきとの意見が一番多かった。②次に受験資格要件の緩和により若年の合格者が誕生する可能性について、50%以上が登録に当たらない年齢などの制限を設けるべきではないとした。③受験科目については、現行科目は維持し、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法のうちから2科目選択に変更すべきとの意見が一番多く、僅差で現行制度のままでよいの順となっている。④前問で科目を絞り全を必修科目にすべきとした意見の者に必修とすべき科目を聞いたところ、法人税法、所得税法の順で90%を超え、次いで消費税法、相続税法となった。

5. 日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）制度部は令和7年5月、「次期税理士法改正へ向けた論点報告について（員申）」をとりまとめ、日税連会長に提出した。前文で、「税理士法第1条の使命のもと、時代の変化に対応し、将来にわたって国民・納税者からより一層信頼される税理士制度とするためには、不断の検証と見直しが必要である」とし「次なる税理士法改正に向けた検討に資するため、現時点での論点とその方向性について報告を行う」としている。内容は、「I 次期税理士法改正に向けた論点」として8項目を掲げている。このう

ち「5. 税理士法人には」（3）社員の責任」として前述の税理士法人制度シンポジウムのテーマとした社員税理士の無限連帯責任について取り上げられている。「II 税理士試験制度の見直しへ向けた論点」には、「税理士試験のあり方の見直しに向けた論点」が掲記されている。いずれにしても、今後これらの論点が全税理士会で共有され、さらに議論されていくことになるので、本連盟としても動向を注視し、必要な時に必要な運動を展開していくこととする。

重点運動2. 税理士制度の根幹を成す強制入会制度及び税理士業務の無償独占堅持のため、関連法制度の改正動向等に適切に対応する。

「強制入会制度」と「税理士業務の無償独占」などについては過去には規制改革委員会（規制緩和推進計画）やWTO/GATS協議等で検討が行われたことがあったが、令和6年度においては政府機関や諸外国との貿易交渉等においても特に大きな議論とはなっていない。

重点運動3. 税理士の業務に影響を与え又は職域の侵害となるような諸制度の動向等について、また、隣接業種から制度的な侵害となるような動向も見当たらなかった。

税理士の業務に影響を与え、又は職域の侵害に繋がるような諸制度の動向等は、特に見られなかった。また、隣接業種から制度的な侵害となるような動向も見当たらなかった。

重点運動4. 税務に関する専門家として、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1. 令和7年度税制改正要望に関する対応について
令和7年度税制改正については、国会議員に対する陳情、政党などの懇談会等では、令和7年度税制改正に関する要望書

（冊子）及び同概要リーフレットなどを使用した（要望書等は令和6年6月幹事会で審議決定）。
要望書概要リーフレットは、表面に重要要望事項として①年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。②役員給与と税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。③消費税率の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。④雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。⑤少子化対策について、税制面での検討を行うこと。以上5項目を掲げ、裏面には税目別に大きく6項目を掲げた。幹事会構成員が参加して8月2日、5日及び6日、関係国会議員48名（うち、秘書対応、ボスティング32名）に対し、令和7年度税制改正に関する一斉陳情を行った。

（2）日本税理士政治連盟（以下「日政政」という。）と連携して11月12日、13日、22日、26日及び27日、関係国会議員45名（うち、秘書対応、ボスティング27名）に対し、令和7年度税制改正に関する一斉国会陳情を行った。

（3）令和7年度税制改正について要望するため、国会議員と会派ごとに懇談会を実施した。会派、開催日は次のとおりである（日付順）。
①日本維新の会東京都総支部との懇談会を9月18日、参議院議員会館で開催し、要望を行った。
②自由民主党東京都支部連合会主催の「令和7年度 国家予算・税制改正等要望聴取会」が11月1日、自由民主党本部で開催されたので関係役員が出席し、要望を行った。
③立憲民主党東京都総支部連合会との懇談会を令和7年1月31日、衆議院第一議員会館で開

催し、要望を行った。
（4）「令和7年度税制改正の動向に関する勉強会」を10月21日、参議院議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この勉強会は、各省庁の税制関係担当官から説明を受け、質疑応答を行うことで税制改正の動向について理解を増進するため開催するものである。

当日は、財務省、国税庁、金融庁、総務省、経済産業省、中小企業庁及びデジタル庁の担当官から令和7年度税制改正に関する詳細な説明があり、参加者から多くの質問があった。

（5）「税制改正要望フォーラム2024」を11月22日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会等における議論の最新動向に関する理解を深めるため開催するものである。

当日は二部構成とし、第一部で政策委員会から令和7年度税制改正要望について説明した後、第二部として令和7年度税制改正の動向について、落合貴之衆議院議員（立憲民主党）、竹谷とし子参議院議員（公明党）、土田慎衆議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟の役員も加わり、パネルディスカッションを行った。

（6）以上の活動の結果、令和7年度税制改正においては、下記の項目について本連盟の改正要望の一部を実現することができた。

（7）本連盟の要望が一部実現した税制改正項目
（a）中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長
中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
ア 所得の金額が10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行15%）に引き上げる。
イ 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。
（ii）個人所得税の基礎控除の引上げ
基礎控除について、合計所得金額が2350万円以下で

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

イ 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

（7）「令和6年度 合同セミナー」を令和7年2月4日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和7年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものである。
当日は二部構成とし、第一部は小林鷹之衆議院議員（自由民主党）により基調講演「今後の我が国のあり方と税制関係を含む」を行った。大畑東京会調査研究部長から、令和7年度税制改正のポイントを紹介した。その後、第二部として古川元久衆議院議員（国民民主党）、片山さつき参議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟役員によるパネルディスカッ

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

イ 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

（7）「令和6年度 合同セミナー」を令和7年2月4日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和7年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものである。
当日は二部構成とし、第一部は小林鷹之衆議院議員（自由民主党）により基調講演「今後の我が国のあり方と税制関係を含む」を行った。大畑東京会調査研究部長から、令和7年度税制改正のポイントを紹介した。その後、第二部として古川元久衆議院議員（国民民主党）、片山さつき参議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟役員によるパネルディスカッ

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

イ 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

（7）「令和6年度 合同セミナー」を令和7年2月4日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和7年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものである。
当日は二部構成とし、第一部は小林鷹之衆議院議員（自由民主党）により基調講演「今後の我が国のあり方と税制関係を含む」を行った。大畑東京会調査研究部長から、令和7年度税制改正のポイントを紹介した。その後、第二部として古川元久衆議院議員（国民民主党）、片山さつき参議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟役員によるパネルディスカッ

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

イ 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

（7）「令和6年度 合同セミナー」を令和7年2月4日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和7年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものである。
当日は二部構成とし、第一部は小林鷹之衆議院議員（自由民主党）により基調講演「今後の我が国のあり方と税制関係を含む」を行った。大畑東京会調査研究部長から、令和7年度税制改正のポイントを紹介した。その後、第二部として古川元久衆議院議員（国民民主党）、片山さつき参議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟役員によるパネルディスカッ

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

イ 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
※これらの改正は令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

（7）「令和6年度 合同セミナー」を令和7年2月4日、衆議院第一議員会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和7年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものである。
当日は二部構成とし、第一部は小林鷹之衆議院議員（自由民主党）により基調講演「今後の我が国のあり方と税制関係を含む」を行った。大畑東京会調査研究部長から、令和7年度税制改正のポイントを紹介した。その後、第二部として古川元久衆議院議員（国民民主党）、片山さつき参議院議員（自由民主党）のほか、東京会・本連盟役員によるパネルディスカッ

ある個人の控除額を10万円引き上げる。この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

（iii）事業承継税制（特例措置）の役員就任要件及び事業従事要件の緩和
ア 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において現行贈与の日まで引き続き3年以上「特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和7年度税制改正に対する評価と令和8年度改正における課題について意見交換を行った。また、東京会・令和8年度税制及び税務行政の改正に関する意見書の内容について、同会・大畑調査研究部長が説明した。

（2）公明党東京都本部主催の「政策要望懇談会」が令和7年4月21日、ホテルニューオータニで開催されたので、関係役員が出席し、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（3）令和7年5月1日、8日及び14日、関係国会議員27名（うち、秘書対応、ボスティング13名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、重要事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表のいわゆる骨太方針、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必

要があることから、この時期に行うものである。
陳情項目は、①所得税確定申告期限の見直し、②消費税インボイスにかかる2割特例の適用期限の延長、③消費税インボイスにかかる8割特例の適用期限の延長、④特定非常災害により生じた損失の控除の順番の見直しの4点であった。

（4）令和8年度税制改正要望に使用するため「令和8年度税制改正に関する要望リーフレット」（東京会と連合を作成し、幹事会で審議決定した（令和7年6月）。内容については例年どおり、重要要望事項（リーフレット表面）は日税連「令和8年度税制改正に関する建議書」における重要建議項目と同一とし、裏面は東京会の税制改正意見書の項目と同様である。

なお、令和8年度の税制改正に関する要望書の冊子は作成しないこととした。

（5）令和8年度の都政に関する対応について
東京会・本連盟及び東京会の税制改正要望・意見に反映させるため、「第32回中小企業関係団体との懇談会」を令和7年3月24日、東京税理士会館で開催し、中小企業6団体から税理士担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

(2)所得税の確定申告期間中に東京会の税務支援事業が実施されるに当たり、当該事業への理解を深めるため日税政からの要請に基づき、単位税政連を通して東京会各支部及び税理士後援会と連携して推薦国会議員等による視察を行い、本連盟機関紙第239号に掲載した(述べ28名)。

(3)後援会が設置されているにもかかわらず、所属政党における税理士議員連盟に所属していない議員の後援会に対し、当該議員に議員連盟に加入するよう勧奨されたい旨依頼した。

(4)非現職議員の後援会に対し、今後の動向について調査するアンケートを実施した。

(5)後援会の定期総会、懇談会等に本連盟役員が出席した。

(6)後援会の設立、定期総会及び意見交換会等の開催・実施に関し、当該後援会からの申請に基づき助成金を交付しており、本年度は設立助成金1件、活動助成金19件の実績があった。

(7)公職選挙法等に関する正しい知識を周知するため、単位税政連会長・幹事長会議において、大美賀国対委員長による選挙関連法研修を行った(令和7年6月)。

(1)令和7年1月開会の第217回通常国会における所得税法等の一部を改正する法律案の審議の際、立憲民主党は衆議院・財務金融委員会に所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案を提出した。当該修正案には国税通則法の一部改正案が含まれており、第1条の目的条項の変更や第4条の2を新設して「納税者権利憲章」の作成・公表を行うことが含まれるなど、本連盟の要望に沿ったものとなっており、懇談会等を通じた意見交換の成果が見られたものと評価できる。また、衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会において、「税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること」の附帯決議も付されており、今後ともこの実現に向けてさらに取り組むこととする。

(2)納税者の権利利益保護の問題について、税理士会員に本件問題の重要性を理解し、これまでの議論の経過を知ることによって今後の検討の参考に資するため、「税理士のためのポケットブック2025」に14 納税者権利憲章について議論の変遷一を掲載した。ここでは平成22年度税制改正大綱に掲載されたことや平成23年度の国税通則法改正案などについて詳述している。

第2号議案 令和6年度収支決算報告承認の件

令和6年度収支報告書					
令和6年7月1日から令和7年6月30日まで					
(収入の部)			(単位:円)		
科目区分	科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
会 費	会 費	45,149,500	45,199,000	△49,500	令和6年度会費(⑤5,500×8,218名)
寄 付 金	寄 付 金	4,000,000	4,551,720	△551,720	税政連サポート募金
事 業 収 入	日税政助成金	1,600,000	3,732,840	△2,132,840	日本税理士政治連盟からの助成金
	機関紙広告料	13,574,000	13,574,000	0	東税協、東税データ他協賛広告、ポケットブック広告(東税協)
	受託事業収入	3,740,000	3,630,000	110,000	受託事業企画運営費
	その他事業収入	889,000	888,000	1,000	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(18,203,000)	(18,092,000)	(111,000)	
雑 収 入	雑 収 入	1,000	3,453	△2,453	受取利息ほか
当 期 収 入 合 計		68,953,500	71,579,013	△2,625,513	
前 期 繰 越 金		33,302,214	33,302,214	0	
収 入 合 計		102,255,714	104,881,227	△2,625,513	
(支出の部)					
科目区分	科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
事業活動費	事 業 費	6,540,000	3,445,753	3,094,247	国対活動関係(懇談会等)、選対活動関係、単位税政連との連携活動、ブロック別会議、セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業活動に伴う諸費用
組 織 活 動 費	資料作成費	200,000	174,240	25,760	頒布用資料作成
	後援会助成金	900,000	620,000	280,000	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	350,000	171,000	179,000	活動助成金
	広報活動費	12,450,000	12,117,081	332,919	機関紙発行(年4回)費用ほか
	事業活動費計	(20,440,000)	(16,528,074)	(3,911,926)	
	会 議 費	900,000	600,412	299,588	各種会議等に関する費用
	大 会 費	5,900,000	5,695,393	204,607	大会関係費用
日税政分担金	旅費交通費	2,000,000	1,418,156	581,844	旅費交通費
	渉 外 費	2,150,000	1,801,596	348,404	単位税政連、関係諸団体への祝金ほか
	組織活動費計	(10,950,000)	(9,515,557)	(1,434,443)	
日税政分担金	日本税政連分担金	29,026,800	29,026,800	0	日本税理士政治連盟への分担金
経 常 経 費	人 件 費	14,000,000	11,760,850	2,239,150	事務局人件費
	事 務 費	620,000	372,253	247,747	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事 務 所 費	2,700,000	2,503,032	196,968	事務室賃料、電気使用料、共益費
	通 信 費	700,000	487,536	212,464	郵便料金、電話・電報料金
	印 刷 費	1,900,000	1,547,815	352,185	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	租 税 公 課	970,000	852,900	117,100	法人税等、消費税等
	雑 費	350,000	291,293	58,707	振込手数料ほか
	経常経費計	(21,240,000)	(17,815,679)	(3,424,321)	
予 備 費	予 備 費	20,598,914	0	20,598,914	
当 期 支 出 合 計		102,255,714	72,886,110	29,369,604	
当 期 収 支 差 額		△33,302,214	△1,307,097	△31,995,117	
次 期 繰 越 金		0	31,995,117	△31,995,117	

策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること」の附帯決議も付されており、今後ともこの実現に向けてさらに取り組むこととする。

(2)納税者の権利利益保護の問題について、税理士会員に本件問題の重要性を理解し、これまでの議論の経過を知ることによって今後の検討の参考に資するため、「税理士のためのポケットブック2025」に14 納税者権利憲章について議論の変遷一を掲載した。ここでは平成22年度税制改正大綱に掲載されたことや平成23年度の国税通則法改正案などについて詳述している。

重 点 運 動 7. マイナンバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人

の情報であることを確認するために活用するとされ、もって国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に資するものとして導入された。当該制度が税の分野で活用されるに当たり、その目的に反し租税制度の適正な運用に支障を生じることのないよう、また税理士制度の健全な発展を阻害することのないよう注視した。

重 点 運 動 8. 単位税政連、東京税理士会及び同支部との連携を図り、組織強化及び財政基盤確立のため必要な運動を強力に推進する。

1. 組織強化策の策定及び実施等
(1)本連盟は12月、長く続く組織率低迷の状況を打開するため組織強化策「手引き」を策定、各単位税政連及び東京会に協力・連携を求め、組織強化策を強力に推進した。会長、幹事長はじめ役員が支部幹事会等に出席し

直接、支部役員・会員に本連盟の現状を説明し理解と加入を依頼した(令和6年度中に30支部を訪問。未訪問支部は次年度訪問予定。未加入者はその場で加入届を提出してもらった。また、支部会員の加入促進の前提として支部役員の全員加入が求められることの認識から、各単位税政連に支部役員の加入促進の目標を設定してもらい、達成した場合には助成金増額の措置を行うこととした。さらに、東京会で開催される税理士証票交付式での加入届の変更、加入勧奨の改善を行った。その結果、本連盟全体で、昨年度より約2名増員(令和7年6月30日現在「速報値」)の結果を得ることが出来た。しかし入沢を見ると、会員増となった単位税政連は18、昨年度と同数9、会員減21となっており、会員が増加した単位税政連より減少した単位税政連の方が多く、また増員が数名の単位税政連が多いのに比し、10名単位で減少し

た単位税政連が4つあるなど、さらに重点的な対策が必要である。また、目標設定時点で既に支部役員全員が加入済である単位税政連がある一方で、加入範囲の中で目標設定している単位税政連があるなど、全単位税政連で支部役員の全員加入という目標は達成できていない。

これらを踏まえ令和7年度においても組織強化を強力に推進するため、令和7年度版税理士政治連盟組織強化策「手引き」を作成した(令和7年6月幹事会で審議決定)。

(2)全単位税政連を衆議院小選挙区の区割りを基に3つのブロックに分け、「ブロック別単位税政連会議」を開催した(12月5日、9日、16日)。

当該会議では、本連盟、単位税政連、国会議員等後援会の役員及び東京会の支部長が出席し、意見交換を行った。特に前項に記載した組織強化策について本連盟から説明し、質疑応答

を行って趣旨の徹底と各単位税政連からの意見を徴することに努めた。会議終了後、当該組織強化策及び所収した書式等を各単位税政連会長・幹事長、事務局にデータで提供した。

また、昨年度に比し会員増強に努めた13単位税政連を表彰した。

(3)東京会の税理士証票交付式において、役員が本連盟の紹介と加入勧奨を行った。さらに単位税政連役員に輪番で出席してもらい意見交換会を実施した後、本連盟役員とともに加入勧奨を行った。なお、「税理士のためのポケットブック2025」を加入勧奨用として出席者に配付した。

また、上記(1)に掲載した組織強化策の一環として、本年1月から役員の本連盟紹介及び加入届をアンケートとして出席者全員に提出を依頼するなど変更した結果、それまで出席者の10%程度だった加入者が数倍になっ

た。

(4)東京会の協力の下、同会の支部長会、理事会に会長又は副会長が毎回出席し、本連盟の活動報告を行った。また同様に、新役員連絡協議会やブロック役員連絡協議会の全てに会長、副会長又は幹事長が出席し、本連盟の現状及び支部における加入勧奨の方法などについて説明を行った。さらにブロック主催のブロック大会に関係役員が出席し、加入勧奨などを行った。

(5)税理士関係団体との協議を通じて、所属する税理士会員への加入勧奨を行う活動の一環として、税理士校友会(令和7年4月1日/東京税理士会)、T K C東京5政経研究会(令和7年5月12日/東京税理士会)と懇談会を開催し、それぞれの組織運営、単位税政連への加入促進等について意見交換を行った。

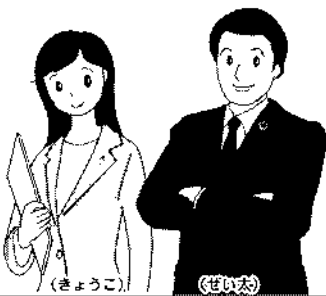
6面へ続く

申込受付中です！(次回募集は来年1月)

個人年金

- 税理士、事務所職員の方が個人で加入できます。
- 新規加入は74才まで、積立は85才まで可能。

9/30(火)
申込書必着



- 旧個人年金保険料控除が適用。
- 月掛1万円から最高50万円まで
- 別途積増金制度あり
(1回につき10万円から最高500万円まで)
- 最長85才まで積立可。
受取方法は受給時に選択可能



にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目1番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

5面から続く

2. 単位税政連の規約改正の検討状況について
組織強化の一環として、単位税政連規約について、当該支部の区域内に事務所を有する（又は執務する若しくは所属する）税理士会員を会員として組織する旨の改正が必要であるとの結論を得たことから、単位税政連規約ひな形の一部を改正し、平成30年6月1日付で各単位税政連にひな形に沿った規約改正に向けた検討を行うよう依頼している。以後も単位税政連会長・幹事長会議等で改正を呼びかけている。

令和6年度末までに規約改正を行った単位税政連は30となっている。

3. 財政基盤の確立について
(1)上記1のとおり組織強化策を実施した結果、微増ではあるが会員数が増加しており、次年度においてもさらに組織強化とそれに伴う財政基盤の整備が必要である。

(2)組織・財政両面での基盤づくりの一環として、平成8年度から実施している「税政連サポート募金」を本年度においても実施した。4回発行した機関紙に振込用紙を同封し、東京会の全税理士会員に協力を依頼した。このうち5月号は封筒を使用し、「税政連のしおり」を同封した結果、直後の月の募金額が一番多かった。結果、令和6年度のサポート募金の総額は、455万1720円となり、予算額を上回った。

当該募金は、税理士会員の絶大な協力により、令和6年度収入の4%以上の額となり、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。

4. 「税理士のためのポケットブック2025」の作成・配付
東京会の会員の業務執行に資するため、「税理士のためのポケットブック2025」を作成し、東京会会報「東京税理士界」令和7年3月号に同封して全税理士会員に送付した（東京会からの委託業務）。

本年度版は、税法に関する新しい情報や税理士が日々の業務を行う際に必要と思われる項目を収録したほか、融資制度や雇用・労働分野の助成金は、QRコードを掲載するなど見やすさ

にも配慮したものである。

5. 定期大会研修会の開催
第58回定期大会開催に合わせ、宮沢洋一参議院議員（自由民主党／同党税制調査会会長）を講師に研修会「今後の税制改正における課題と自民税調の役割」を開催した。

6. 「拡大幹事会」の開催
東京会副会長及び単位税政連会長から、現行34名の幹事会を有効に機能させるためには、構成員の増員が必要ではないかとの問題提起があったため、規約改正の必要性を調査するため、幹事会・単位税政連代表者会議（拡大幹事会）を開催し、アンケート調査を行った。その結果、今後も開催すべきとの意見が多かったため、次年度においても単位税政連会長・幹事長会議に代え、「単位税政連代表者会議（拡大幹事会）」として各単位税政連から代表者を招集する会議を開催することとした。

重点運動9. 国及び地方公共団体の公会計制度改革（複式簿記・発生主義会計）の実現のための運動を強力に行う。

1. 公会計制度改革について
は、令和7年度都政に関する要望書に「複式簿記・発生主義による新公会計制度導入の普及・推進」を掲げ、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計を導入している東京都では、都内の各自治体においても同様の会計制度の導入を普及・推進されたい旨要望した。

同要望書は9月、東京都議会各会派に手交した。

2. 複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の導入の普及・促進について
東京都知事及び東京都税制調査会会長に文書で要望するとともに令和7年度都政に関する要望書及び同概要リーフレットを送付した（令和7年2月）。

重点運動10. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育及び簿記会計の普及、促進のための運動を行う。

1. 令和7年度都政に関する要望書に「租税教育の普及・促進」を掲げ、要望した。また、都内の小、中、高校において租税教育を実施する場合、東京会が推薦する租税教育講師名簿に登録された会員を活用するよう、合わせて要望した。

同要望書は9月、東京都議会各会派に手交した。

2. 令和5年12月14日に公表された「令和6年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）において、「第三 検討事項7」に「納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することとは、（中略）重要である。」「記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、（中略）複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するため（中略）更なる検討を早急に行い」と記載された。本連盟では、要望実現のため、引き続き運動を行った。

重点運動11. 災害関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

平成23年発生の東日本大震災以降、本年度まで人的被害の大きかったものだけをみても10以上の災害が発生しており、これらの災害で被災した者の税制面での救済は必要不可欠となっている。

令和7年度税制改正に関する要望では、「雑損控除の適用につき『特定非常災害』により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること」を掲げ、運動を展開したが改正に至らなかったため、令和8年度税制改正要望においても引き続き運動を行うこととする。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対する衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会において、「災害による租税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び美観控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後には控除することができ、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。」が附帯決議として付された（令和7年3月）。

重点運動12. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした登録政治資金監査人、地方自治体・地方独立行政法人等の監査委員等、市区町村における審理員などの公益的業務に登用されるよう、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携し、各団体等へ働きかけを行う。

1. 政治資金規正法改正について
政治資金規正法改正審議に当たって、日税連・日税政が陳情した結果、衆参両院の政治改革に関する特別委員会採決時において「政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」という附帯決議が付された（令和6年6月）。

2. 登録政治資金監査人について
東京都内における登録政治資金監査人の登録者は、令和7年6月30日現在で1590人であり、そのうち東京会会員である税理士は1004人である。

3. 税理士の積極的な登用
(1)税理士の登用については、①都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監査に關しては、条例を制定している自治体が少ない、さらに②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、令和7年度都政に関する要望書において、「税理士の積極的な登用」として取り上げた。

同要望書は令和6年9月、東京都議会各会派に手交した。

(2)税に関する行政不服審査・審理員への税理士登用について
東京都知事及び東京都税制調査会会長に文書で要望するとともに令和7年度都政に関する要望書及び同概要リーフレットを送付した（令和7年2月）。

重点運動13. 本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

1. 機関紙の発行について
(1)機関紙「東京税政連」を第236号から第239号まで発行し、税理士法改正、税制改正の動向等のほか、税理士後援会の活動について積極的に周知を図った。

さらに、税制改正要望をはじめ本連盟の政策や活動に関する各種資料やレポート、諸問題に関する解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために重要な役割を果たした。

第236号から第239号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。

【本連盟の要望書、その他の資料】
◇本連盟・令和7年度税制改正要望書（概要リーフレット）を掲載（第236号）
◇「令和7年度自民党・公明党税制改正大綱」から①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について抜粋して掲載（第238号）
【「当面の問題」シリーズ：諸問題に関する解説等】
◇第236号No.1149「「租税・簿記」教育の必要性を検討する（政策副委員長 阿部希恵）」
◇第237号No.150「A I・ロボットへの課税をめぐる議論の現在地（政策委員長 湊昭子）」
◇第238号No.151「消費税の非課税範囲の見直しについて（喫緊の課題を租税公平主義の観点から検討する）（政策副委員長 北出容一）」
◇第239号No.152「税理士法人の無限連帯責任を巡る現状と課題（政策委員長 湊昭子）」
(2)機関紙第239号の送付に当たり、日税政作成に係る「税政連のしおり」を同封し、税政連活動への理解の向上と加入勧奨に努めた。

(3)本連盟の活動状況を周知するため、関係国会議員・都議会議員等119名に機関紙を送付した（令和7年5月号から）。

2. ホームページの運営について
ホームページに、本連盟の各種要望書、説明資料や機関紙、活動報告などを掲載して、広報活動を促進した。

3. その他
東京会会報「東京税理士界」8月号に「令和7年度税制改正に関する要望書（概要リーフレット）を同封、10月号に第58回定期大会の開催報告を掲載した。

支部長・単位税政連
会長連絡会議を開催



あいさつする加藤東京会会長
税理士政治連盟組織強化策（手引き）の説明があり、質疑応答を行った。各単位税政連においては、当該支部の役員全員の税政連加入を当面の目標として、組織強化活動を行うこととなる。

本連盟では7月9日、東京税理士会館で支部長・単位税政連会長連絡会議を開催した。支部長と税理士会の税制改正意見を實現するという税政連の目的をしっかりと把握して、組織強化に取り組んでほしい旨あいさつがあった。

会議では、菅原幹事長から令和7年度版・

“あすの税政連”を支援する
「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

1口 5,000円

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の規定により、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方も、個人名をご記入ください。また、日本国籍を有する方に限らせていただきます。（規正法第21条、第22条の5）

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。振込手数料はかかりません。



福井紀之

(町田)

夕暮れに帰る

夕暮れに帰る

故郷・奈良県吉野山へは、あと15分という場所にある「吉野大橋」でふと車を止めました。

で、耳元でせせらぎが静かに響く。そのすべてが、まるで時間が止まったかのような静寂の中にある、記憶を呼び起こしてくれました。

夕暮れの空はゆっくりと染まり、山の稜線に沈む太陽が、川面にやさしい光を落としていました。何度となく目にしていた風景。沈む夕日、滑らかな稜線、川のせせらぎは、昔と何ひとつ変わっていないと思ひながら、無意識のうちに力メラを向けていました。

子どもの頃は、日常の中に当たり前にあった風景。空と山と川がひとつに溶け合い、風が頬をな

吉野といえば、桜が有名で多くの人が訪れる観光地です。年月を経て、観光パンフレットには載らずとも、何気ない一瞬に惹きつけられます。懐かしさ、安心感、そして少しの寂しさ、切なさ。

ゆっくりと心の奥から顔を出す原風景を感じ、変わらぬ自然が教えてくれた「帰る場所」の存在を、これからも心に大切に抱いていきたいと思ひます。



ほのぼの喫茶室【宇宙の日って知ってた？】

構成／菅乃廣 画／ながさわとろ



税理士
後援会の活動

【掲載は開催日順】



いささか旧聞に属するが、前農林水産大臣辞任騒動における、メディアの着目点がどうにも腑に落ちない。

「コメは買ったことない」発言が、コメ不足に苦しむ多くの国民の感情を逆なですたことは間違いない。単に事実を述べたにしても、担当大臣として不適切な発言であった。

しかし、真っ先にメディア

が追求すべきはそこなのだろう。農林水産大臣が支持者から大量のコメの贈与を受けていたことこそ、より闇深い問題なのではないか。「正直、支援者の方々がたくさんコメをくださる。売るほどあります、私の家の食品庫には」このこと。

(Y・S)

$$\widehat{Y} \cdot S$$

編集点描

ナダ 4月30日、韓国5

今号が発刊される頃政治の局面にどのような変化が出ているのか知る由もないが、この2年間広報委員として日々の税政連活動の紹介や陳情の様子、当面の問題などタイムリーな話題を掲載する編集作業を通じて、一人でも多くの会員読者の皆さまとのつながりを求め、小さな声にも耳を傾け、現場のリアルを伝える紙面づくりを心がけた。9月の定期大会後は新メンバーにて税政連活動の更なる発展と活動をより知っていただくきっかけになるよう次号以降の紙面にも乞うご期待である。

（品川・小倉）

夏は時間に余裕があるのが好きです。確定申告のある冬は、忙しくて睡眠不足になりますし、納税者の方にも資料作成で多忙です。今3月15日の確定申告期限は、昭和27年から続いている制度です。諸外国の確定申告期限は、米国4月15日、シンガポール4月15日、カナダ4月30日、韓国5月31日、ドイツ5月31日、フランス5月31日、スペイン7月25日と比較的に余裕をみています。インボイスの導入による納税者の事務負担の増大もあるので、納期限が諸外国並みになればと切望して夏を過ごしていきます。

（北沢・川邊）

編集点描

(北沢・川邊)

